



MAEBASHI SDGs

第3期 前橋市 教育振興 基本計画

2023年度～2028年度
(令和5年度～令和10年度)

前橋市教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 「前橋市教育振興基本計画」 について

- 1 計画改訂の趣旨と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育をめぐる本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 章 「第 3 期前橋市教育振興基本計画」 が目指すもの

- 1 前橋の教育が目指す人間像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 前橋の教育が目指す人間像を育成するための 4 つの指針と視点・・ 13
- 3 4 つの分野における基本理念及び基本方針・・・・・・・・・・・・ 14

第 3 章 具体的重点施策

- 具体的重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第 4 章 計画の進行管理

- 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

はじめに

「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育む

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。この計画をもとに、令和3年に定めた「前橋市教育の大綱」の実現にむけて、取り組んでまいります。

少子高齢化やICT技術の進展により急速に社会が変化する状況において、人々の価値観やニーズが多様化しています。そして、今後さらに変化が加速すると考えられています。人生100年時代の到来や人類史上5番目の新しい社会である超スマート社会（Society5.0）時代の到来により、幅広い産業構造の変革や人々の働き方やライフスタイルが大きく変化していきます。このように激しい変化の時代において、豊かに生き、未来を開拓する人材を育成するために、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することが求められています。

「第2期前橋市教育振興基本計画」で示された人づくりの4つの指針、「個を伸ばす」、「認め合う」、「創り出す」、「未来へつなぐ」の考え方を引き継ぎつつ、社会の変化を捉えた計画としました。また、計画期間における具体的重要施策は、目標となる指標を定め、PDCAサイクルをまわしながら、着実に実行してまいります。

教育は「生きる力」。年齢に関わりなく、学ぶことで人は成長し続けることができます。

変わり続ける社会の中で、失敗を恐れずに、チャレンジする人、主体的に、自分の人生を切り開く人、新しい価値を生み出そうとする人を支える力です。

上毛かるたで「県都前橋 いとまち 生糸の市」と詠まれている私たちの前橋は、先人たちのたゆまぬ努力と挑戦により、海外からも高く評価される生糸のまちとして発展し、日本の近代化に大きく貢献しました。教育の果たした役割も大きく、「県都前橋 教育のまち」でもあります。

繭から生糸へ。生糸が織りなされて、しなやかで彩り豊かな織物へ。

変化を乗り越え、新しい社会を創造した先人の想いと歴史を引き継ぎ、学びを通して、一人一人が豊かで、ともに輝く社会づくりを目指してまいります。

第1章

「前橋市教育振興基本計画」について



第1章

第2章

第3章

第4章

1 計画改訂の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨と計画の位置づけ

「教育振興基本計画」は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項で、教育基本法に示した教育の理念の実現と教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、国が定めなければならないと規定されている計画です。また、同条第2項において、地方公共団体も、同様の計画の策定に努めるよう規定されています。

本市では、「第1期前橋市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」及び「第2期前橋市教育振興基本計画（平成30年度から34年度（令和4年度）」）を策定してきましたが、この度、第2期の計画期間が終了することから、「第3期前橋市教育振興基本計画」を策定しました。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）までの6年間とします。

ただし、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合においては、国・県等の動向を見極めながら、適宜、計画の見直しを行います。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

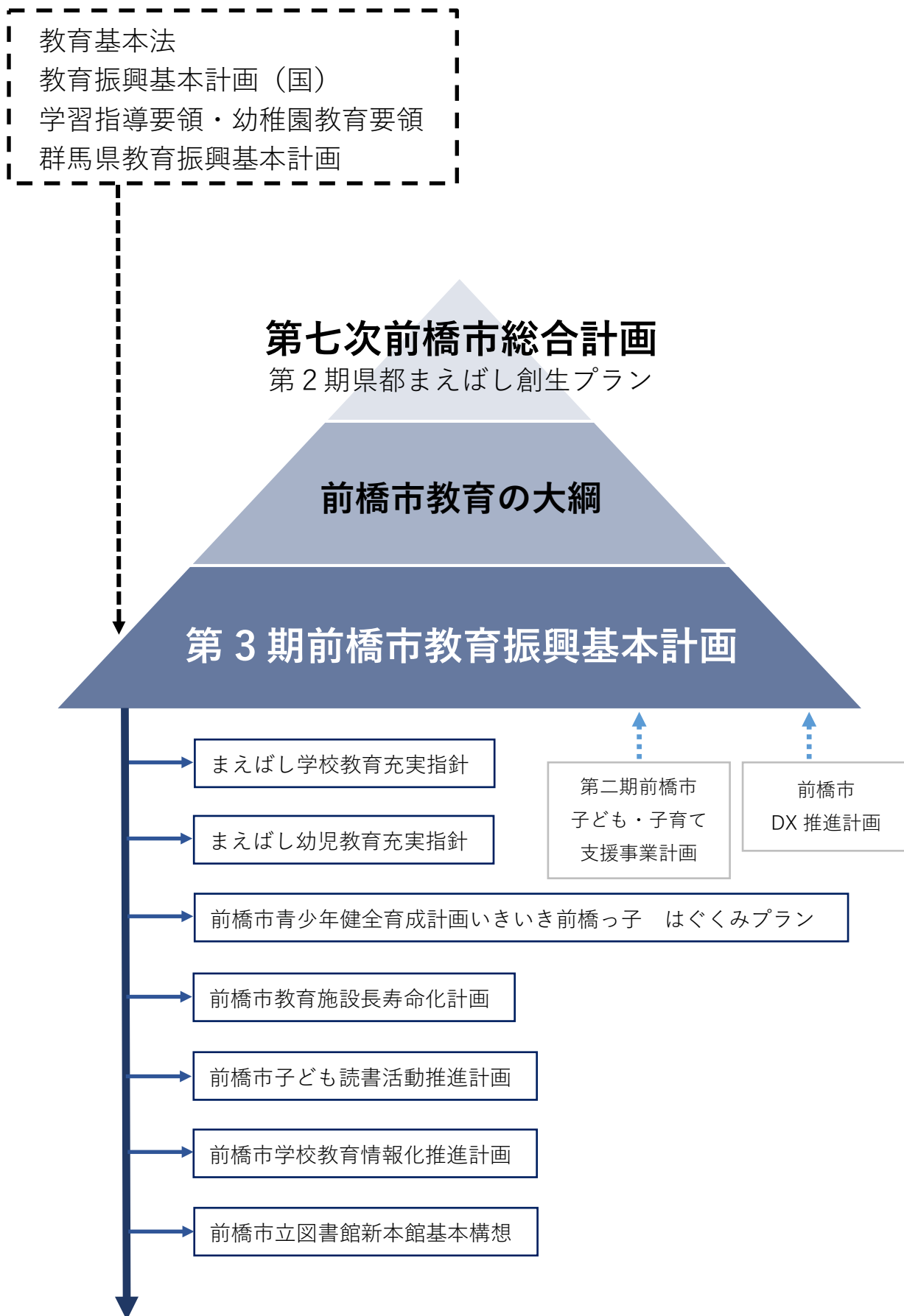
(3) 第七次前橋市総合計画との関係

第七次前橋市総合計画では、まちづくりの柱の1つに「人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）」を掲げ、主体性・社会性の育成を重点テーマに、「個性を伸ばし、主体性を育む人づくり」、「学び合い、高め合う人づくり」、「ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり」の3つを重点施策としています。

また、市民、企業・団体、行政のそれぞれが大切にする姿勢として、「認め合い、支え合う」「つながり、創造する」「未来への責任を持つ」の3つの行動指針が定められています。

この3つの行動指針を踏まえて、「第2期前橋市教育振興基本計画」では、人づくりの4つの指針、「個を伸ばす」、「認め合う」、「創り出す」、「未来へつなぐ」の考え方が示されました。この4つの指針は、目指す人間像の育成にあたり、それぞれが関わり合うものとされており、「第3期前橋市教育振興基本計画」においても、この考え方を引き継ぎます。

■教育振興基本計画と他計画等との関係図



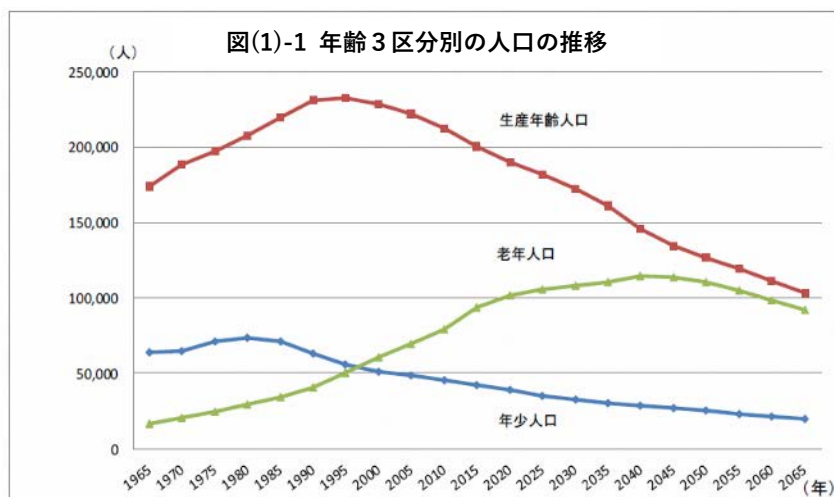
2 教育をめぐる本市の状況

(1) 社会の変化

① 人口減少、少子高齢化、多様化の進展

本市の人口は、平成16年（2004年）をピークに減少局面に転じ、平成22年（2010年）に約340,000人であった人口は、令和47年（2065年）には約215,000人まで減少すると見込まれています。平成21年（2009年）度に、27,763人だった小中学生の数は、令和4年（2022年）度には、23,256人となっています。

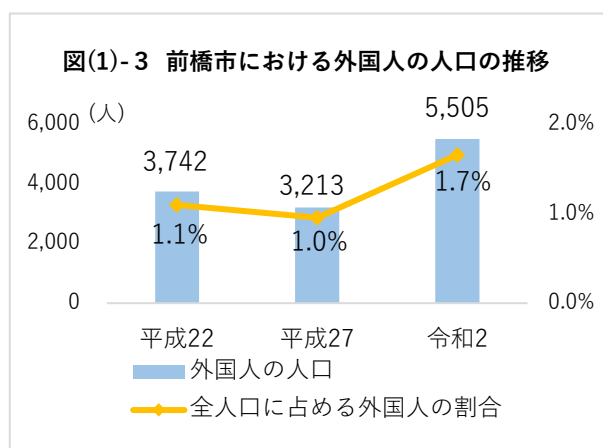
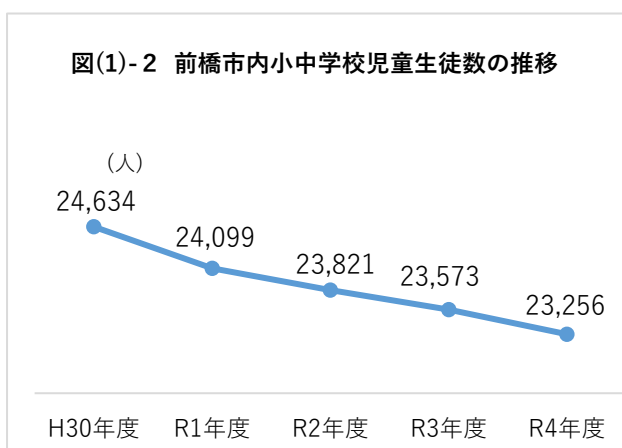
少子化が進む一方、平均寿命の延伸に伴い、全人口に占める高齢者の割合は、増加しています。また、本市の外国人住民は年々増加しており、それに伴い、外国籍の幼児・児童・生徒も増加傾向にあります。



図(1)-1
出典：第2期県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）

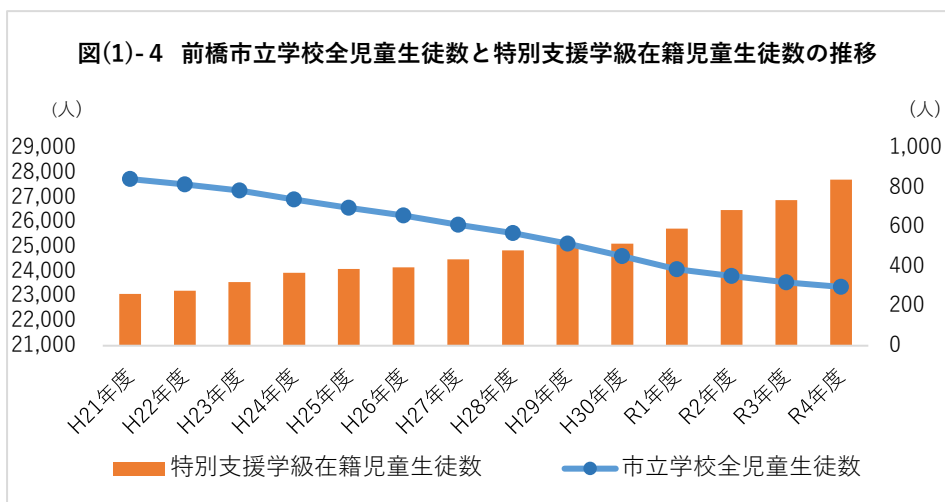
図(1)-2
前橋市教育委員会作成

図(1)-3
令和2年国勢調査に基づき、前橋市教育委員会作成



さらに、特別な支援を必要とする子供たちも増加傾向にあります。すべての子供が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築することが求められており、本市では、各学校において特別支援学級での対応に限らず、通常学級においても、個に応じたきめ細やかな対応に取り組んでいます¹。

¹ 「前橋市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成29年1月）参照。



人口減少、少子高齢化、多様化が進展する社会において、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBT などにとらわらず、多様な人がお互いのよさを認め合って、ウェルビーイング²の理念を実現する共生社会の形成が求められています。

地域の活力の維持や共生社会の実現、持続可能なまちづくりにあたり、教育が果たすべき役割や教育への期待は、ますます大きくなっています。³

② Society5.0⁴時代の到来

人工知能 (AI) が様々な判断を行ったり、日常生活で使用する様々な機器がインターネット経由で最適化されたりする Society5.0 時代が到来しつつあり、これまでの社会や生活の在り方が劇的に変わる複雑で予測困難な時代になるとされています。

中央教育審議会の答申⁵では、Society5.0 時代を見据えた取組を進める必要があるとし、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとしています。

また、新学習指導要領では、こうした社会の変化を見据えて、子供たちがこれから生きてい

² 教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)では、「一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指す」としている。

³ 「第2期県都まえばし創生プラン(前橋版人口ビジョン・総合戦略)」では、人口の将来展望の実現に向けて、「未婚率の上昇と出生数の減少」、「若者の総数の減少」、「高齢者・外国人住民の増加」の3つを優先課題として定め、解決のための基本目標として「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「若者の定着と多様な人材の活躍により、地域の活力を維持する」の2つを設定している。

⁴ Society5.0とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会として、国が「第5期科学技術・イノベーション基本計画」において掲げた「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義された社会のこと。

⁵ 『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～』(答申)(令和3年1月26日)

くために必要な資質・能力を三つの柱⁶に整理し、バランス良く育むとしています。

このような時代を生きる子供たちにとって、PC 端末は「鉛筆やノートと並ぶマストアイテム」であるとし、国は、GIGA スクール構想において、令和時代における学校の「スタンダード」として、1人1台端末環境の整備を推進しました。最先端の ICT 教育を取り入れることで、多様な子供たちに個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与し、学校教育は劇的に変わるとしています。併せて統合型校務支援システムをはじめとした ICT の導入・運用を加速していくことで、学校における働き方改革にもつなげていくとしています。

群馬県は、新・群馬県総合計画（令和3年10月策定）において、行政と教育の DX（デジタルトランスフォーメーション）⁷の推進を掲げています。教育の DX については、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進や1人1台端末を活用した教育に対応した研修の推進、ICT の積極的な活用による教員の業務の効率化・省力化を推進するとしています。また、DX を基盤とした新しい学びの確立や STEAM 教育等の探究的な学習を推進するとしています。

社会のあらゆる場所で AI を備えた ICT 機器が普及しつつある中、今後は、児童生徒だけではなく、広く市民が様々な場面で情報や ICT を主体的に選択し活用していく力や、その中で他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力を育成していく必要があります。そのためには、誰もが ICT を活用できるようにするため、デジタルデバイド⁸の解消に向けた支援も必要です。

1人1台端末の整備等による「ネット依存」「ネットいじめ」の増加といった ICT をめぐる問題に対しては、家庭や学校、地域と連携して、情報モラル教育を推進していく必要があります。

また、教育、雇用、退職後という従来の3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わる人生100年時代やデジタル社会が到来する中、リカレント教育（社会人の学び直し）やリスキリングの重要性も指摘されています。

本市では、令和3年4月に「前橋市学校教育情報化推進計画」を策定し、子供たちの情報活用能力の計画的な育成や学校教育における情報化の取組を進めています。

これからは、学校教育や青少年教育はもとより、社会教育や教育環境整備においてもデジタル技術を活用しながら、エビデンスとなるデータや現状の課題を集約・分析し、福祉部門や家庭・地域との連携強化、業務の効率化に取り組んでいきます。

⁶ ①学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など ②実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能 ③未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など

⁷ DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。

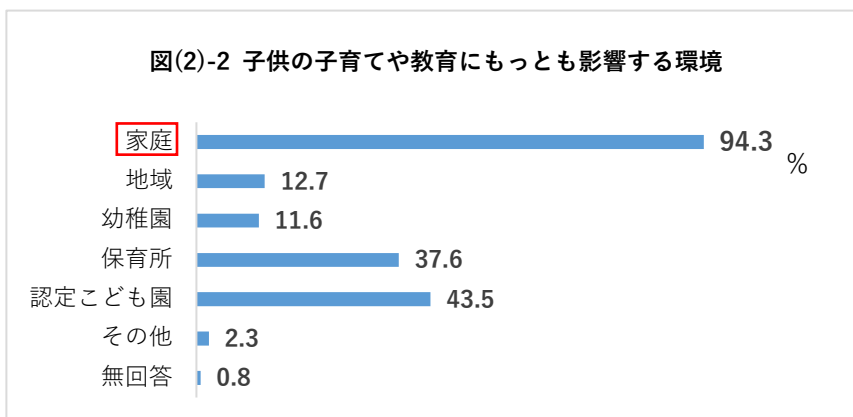
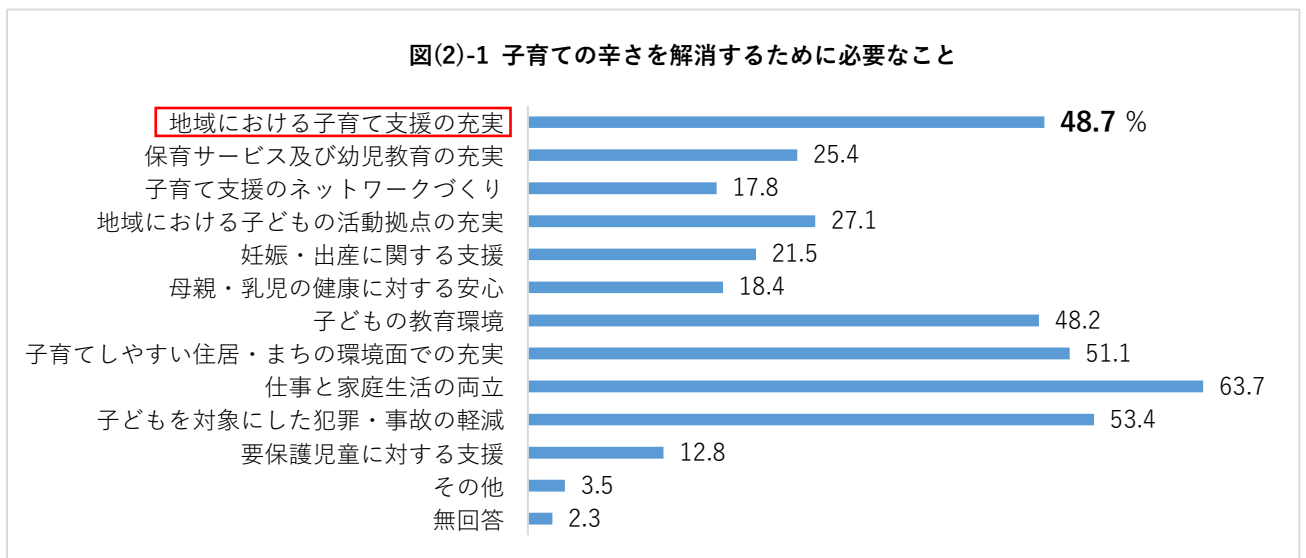
⁸ デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

(2) 子供や子育てをめぐる環境の変化

新・群馬県総合計画では、児童生徒の多様化（不登校、障害、外国人等）に対応したすべての児童生徒が安心して教育を受けられる体制づくりを推進するとしています。令和5年4月には、こども家庭庁が設置されることから、国や県の動向を踏まえながら、引き続き、必要な施策を検討・実施していくことが求められます。

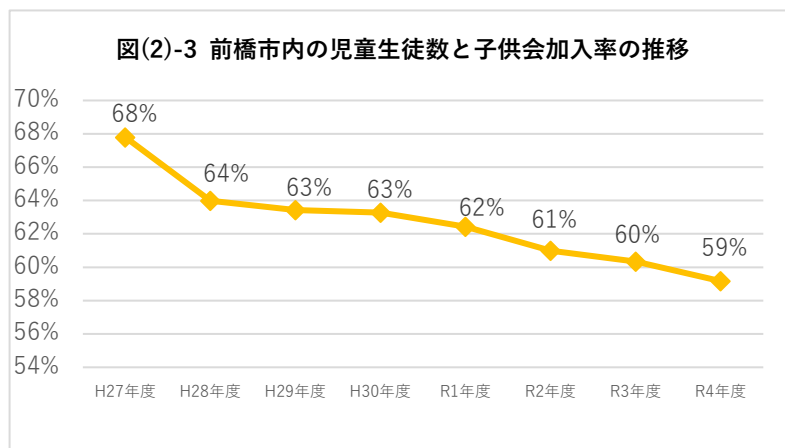
第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）のニーズ調査の結果によると、「子育ての辛さを解消するために必要なこと」の設問に対し、「地域における子育て支援の充実」との回答も多く見られることから、公民館等における子育て支援事業のニーズがあることがわかります。また、「子供の子育てや教育にもっとも影響すると思われる環境は」との設問に対する回答は、「家庭」が94.3%となっています。

子供の健やかな育ちのためには、経済的貧困やヤングケアラーなど困難な家庭環境に置かれている子供たちには、福祉などの関係機関と連携した支援を行っていく必要があります。



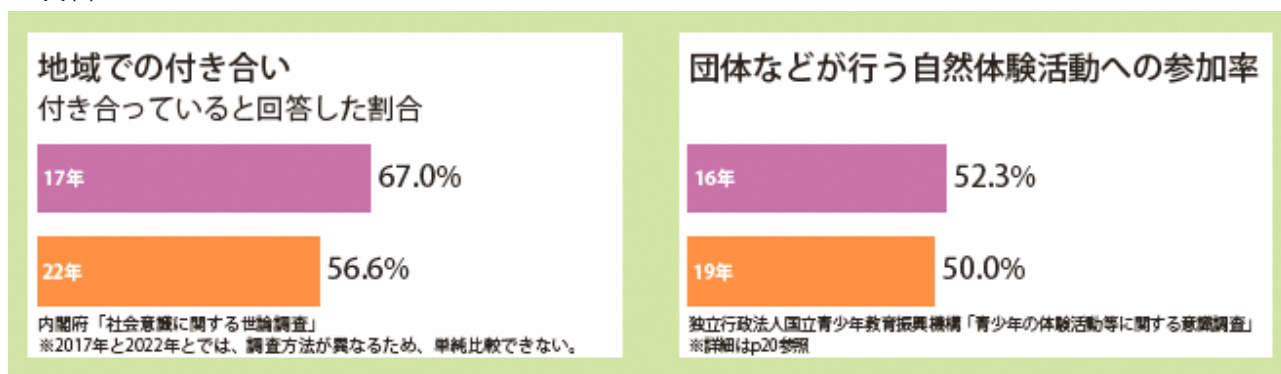
図(2)-1、図(2)-2
出典：第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)掲載にあたり、一部データを加工

少子化や核家族化の中で、兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。また、デジタル化が進む中、子供たちのリアルな体験機会も減少しており、コロナ禍によりその機会はさらに減少しました。



図(2)-3
前橋市教育委員会作成

図(2)-4



図(2)-4 出典：令和4年版子供・若者白書 子供・若者育成支援に関する指標群（子供・若者インデックスボード）

子供の望ましい成長のためには、一定数以上の異なる様々な個性と十分に関わる生活を積み重ねるとともに、幼い頃から、同年代、異世代など多様な人と関わる体験が重要です。そのためには、幼稚園や学校の適正規模についても考えていく必要があります。

また、コロナ禍により縮小した、職業体験、自然体験、ボランティア体験など豊かな体験機会を提供するため、地域や企業等と連携した取組が求められています。

(3) 地域や企業等と学校教育・社会教育のさらなる協働・連携の必要性

① 地域と学校の連携・協働の必要性

新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」では、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくとしています。

これらに対応するため、国は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動、地域学校協働本部を導入し、地域に開かれた学校運営の実現のほか、地域や企業と学校が連携した形での学習支援、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供など、地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進することを求めています。

一方、中学生の部活動については、少子化による生徒の減少が加速化するなど、持続可能性に懸念が生じています。また、競技経験や専門知識がない教師が指導せざるを得ない状況や休日も含めた指導は、教師にとって大きな業務負担になっています。

こうした課題に対応するため、国は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について支援するとしています。

本市におけるコミュニティ・スクールの取組については、前橋版コミュニティ・スクール（学校支援協議会制度）として進めてきましたが、今後は、国の推進方針を踏まえながら進めていきます。また、部活動の地域移行については、地域や関係団体と連携しながら、地域の実情を踏まえて、段階的に進めていく必要があります。そのため、令和5年度は関係者から構成される検討委員会を立ち上げ、生徒や保護者からの意見聴取も踏まえた検討を行い、国が定める改革推進期間中に移行の準備が整ったところから、丁寧に進めていきます。

② 地域や企業等と社会教育の連携・協働の必要性

公民館・図書館等の社会教育施設は、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高め、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、多様な主体と連携、協働しながら魅力的かつ効果的な社会教育活動が展開されることが期待されています。あわせて、デジタルデバイドの解消に寄与することも期待されています。

本市においては、公民館にWi-Fiが導入され、ICTを活用できる環境が整いつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、講座など公民館開催事業のオンライン化の取組も進んでいます。

生涯学習まちづくりの一環として実施している出前講座では、市職員による講座だけでなく、市民、国、県、企業や団体等が講師を務める講座など、多様な主体による市民の学びの充実に向けた取組を行っています。デジタルデバイドの解消にあたっては、庁内関係課や企業と連携したスマートフォンの使い方講座を実施するなどの取組を行っています。

今後もこうした取組を継続し、発展させていくことを通じて、持続的な地域コミュニティの維持と地域の人材力の強化を図っていく必要があります。

図書館においても、電子書籍の導入などICT技術やデジタル技術の活用を進めるなど、どこにいても知的好奇心を満たし、学ぶ力を育くむことができる環境を整備していく必要があります。

(4) 持続可能な教育環境の確保と継承

① 教職員の多忙化解消と教員の資質の向上

学校の役割が過度に拡大していくとともに、直面する様々な課題に対応するため、教師は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊しており、国において抜本的な対応を行うことなく、日本型教育を維持していくことは困難だと中央教育審議会の答申⁹は指摘しています。

群馬県や市などで構成する教職員の多忙化解消に向けた協議会は、「教職員の時間外勤務について、データ上では縮減傾向にあるものの、新型コロナウイルスの影響や、GIGAスクール構想の進展による急速なデジタル化など、大きな変革の流れを契機として業務の在り方を改めて見つめ直し、教職員が多忙化解消の進展を実感できるよう、関係機関が連携を深めながら、引き続き取組を推進していく必要がある。」と提言¹⁰しています。

本市においても、ゆとりを生み出す改善の視点として「①勤務時間内の業務の効率化」「②勤務時間外に及ぶ業務の軽減」「③ワークライフバランスを意識した取組」「④組織的に取り組む体制づくり」の4つを定めて取り組んでいます。

教員の資質向上については、令和4年5月に教職員免許法と教育公務員特例法が改正され、教員免許更新制度の廃止と研修履歴の記録が義務化されました。

教員一人一人が資質能力¹¹を高めるだけでなく、学校組織・教職員集団として社会や学校の変化に対応していけるよう、本市で実施する研修においても、これらを念頭に置きながら、効果的・効率的に研修を行う必要があります。

② 教育施設のファシリティマネジメント¹²

小中学校、公民館などの教育施設の大半は、昭和期に建てられたものが多く、老朽化が進んでいますが、それらを全て建て替えることは財政状況から厳しく、できるだけ長期間使用していく工夫に努める必要があります。また、学校給食共同調理場についても老朽化が進んでおり、安全・安心な学校給食の安定供給のためには、施設・設備等を計画的に整備していく必要があります。

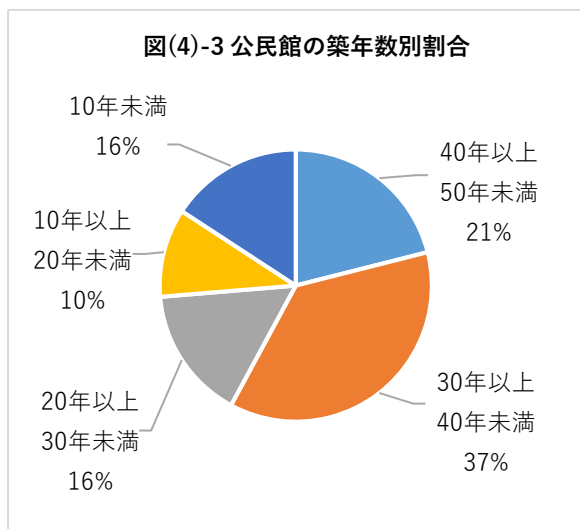
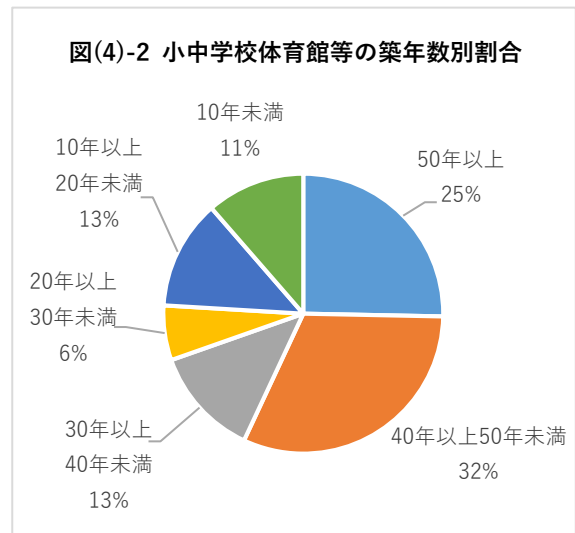
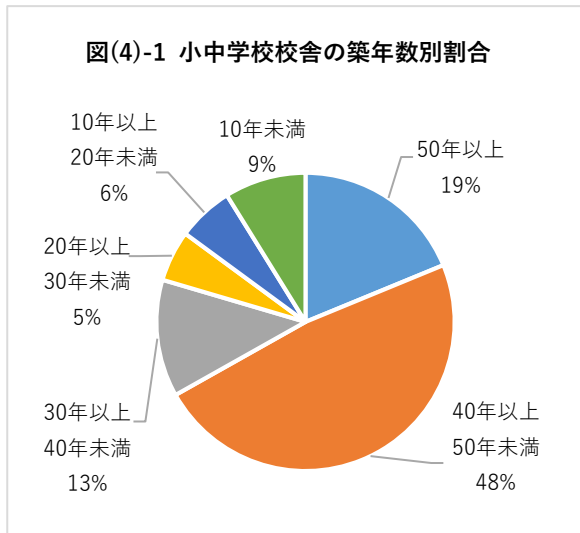
⁹ 『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～』（答申）（令和3年1月26日）

¹⁰ 教職員の多忙化解消に向けて[提言 R4]（令和4年2月10日）では、「勤務時間の適正な記録と活用による業務改善」、「労働安全衛生管理体制の整備とさらなる充実」、「部活動の適正化」、「ICTの活用促進」、「学校と保護者間の連絡手段のデジタル化」を重点的に取り組むべき方向性の5つの柱としている。

¹¹ 文部科学省は、教員に求められる資質能力として、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の5つの柱に再整理している。

¹² ファシリティマネジメントとは、ファシリティ（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって、最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動のこと。伝統的な施設管理（管財、管繕）との違いとして、維持、保全のみではなく「より良いあり方」を追求するとされている。（(公社)日本ファシリティマネジメント協会ホームページより）

前橋市では、施設の老朽化、公共施設の役割の変化と過剰供給、厳しい財政状況を踏まえ、「長寿命化の推進」、「保有総量の縮減」、「効率的利活用の推進」の3つの柱のもと、取組を進めている。



図(4)-1、図(4)-2、図(4)-3
前橋市教育委員会作成

本市では「教育施設長寿命化計画」を平成25年3月に策定し、これまでの壊れてから修繕する対症療法的な維持管理から、故障や事故を未然に防ぐ予防保全的な維持管理へと転換し、施設の長寿命化や財政負担の平準化を図ることとしています。

図書館本館は、完成から50年が経過しようとしており、新本館の整備に向けた取組を進めています。新本館は、「対話の場」として機能し、新たな繋がりを見出すことで前橋の文化の発展を支え、多様な利用者の知的好奇心に応えることができる場所を目指しています。

整備にあたっては、共生社会を踏まえ、多様な人が利用できるよう配慮することが求められます。

③ 文化財調査と保護・活用

文化財は地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない市民共有の財産であり、地域における資産でもあります。市内には、国指定重要文化財に指定されている「阿久沢家住宅」、「臨江閣」、「塩原家住宅」などをはじめとして、多数の文化財があります。

文化財行政の基本は、地域に所在する文化財を正確に把握するための調査を実施し、それぞれの

内容・価値に応じて適切に保存・活用することですが、財政状況等により、調査が進まない状況にあります。また、文化財の価値を的確に把握し、市民に正しく伝え、次世代に確実に引き継ぐためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成や適正な配置を行う必要があります。

これまでは、その保存・管理に力が注がれてきましたが、今後は、着実な調査・整備を進めるとともに、日常的に文化財に親しむ環境づくりや地域に愛着をもてるような事業を実施し、普及啓発活動を重点的に行う必要があります。

表(4)-1 前橋市の指定等区分別文化財 (R4.4.1)

指定名称	国指定	県指定	市指定	合計
重要文化財	7	38	141	186
史跡	11	12	45	68
無形文化財	0	0	0	0
有形民俗文化財	0	0	24	24
無形民俗文化財	0	2	21	23
天然記念物	2	3	13	18
名勝	0	1	0	1
合計	20	56	244	320
登録有形文化財	24	—	—	24
登録有形民俗文化財	1	—	—	1
重要美術品	8	—	—	8

表(4)-1 前橋市教育委員会作成



阿久沢家住宅



臨江閣



塩原家住宅

教育をめぐる課題の解決や新たな価値の創造などに向けて、学校や教育委員会だけが主体となって取り組んでいくことは困難であり、今まで以上に地域、PTA、企業、社会的起業家、大学やNPO等、多様な主体と連携・協力していくことが求められています。課題解決や新たな価値の創造を進めるためには、担い手も多様化していくことが不可欠です。

第2章

「第3期前橋市教育振興基本計画」が
目指すもの

第1章



第2章

第3章

第4章

1 前橋の教育が目指す人間像

前橋の教育が目指す人間像は、前橋市教育の大綱で次のとおり定めています。

前橋市教育の大綱

～ 前橋の教育が目指す人間像 ～

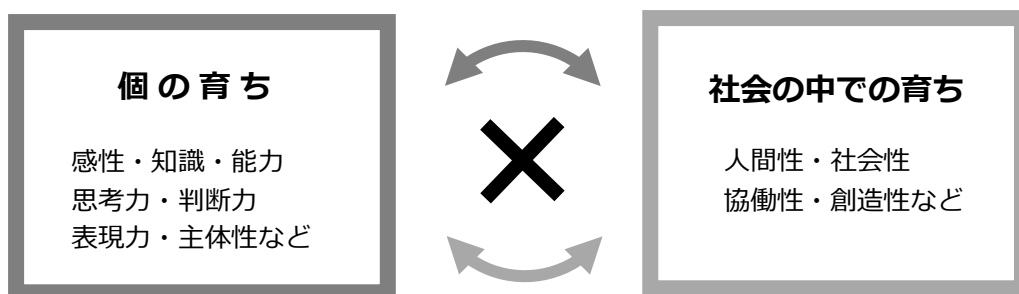
多様な人と協働しながら、 主体的・創造的に社会を創る人

前橋市では、目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とします。

そのためには、一人一人が、感性を磨き、知識、技能、思考力、判断力、表現力などの様々な力をつけ、それぞれのよさを伸ばし、自己肯定感を高めて主体的に生きていくことが大切です。さらには、様々な人と関わる中で、社会性や協働性、創造性や多様性を尊重する心豊かな人間性を育むことも必要です。

こうして育まれてきた一人一人のよさ、個性が、社会の中で活動することでさらに伸長し、自信や生きる意欲、自立心などが育まれていくように、個の育ちと社会の中での育ちは、相互に関わり合うものと考えます。

前橋市では、個の育ちと社会の中での育ちのどちらも大切にすることで、ふるさと前橋を愛し、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」の育成を目指します。



2 前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

前橋の教育が目指す人間像を育成するため、第2期計画から考え方を引き継ぐ4つの「指針」(個を伸ばす)(認め合う)(創り出す)(未来へつなぐ)と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会(Society5.0)をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組む際の基本となる考え方です。

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、たていと よこいと経糸と緯糸で織りなされる織物のように、目指すべき人間像が育成されるものと考えます。

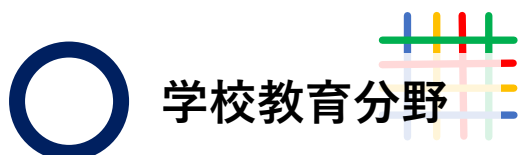
県都前橋 いと生糸のまち 県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組めます。



3 4つの分野における基本理念及び基本方針

4つの指針と視点を踏まえた4つの分野（学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備）の基本理念並びに基本方針を次のとおり定めます。



学校教育分野

基本理念

生きる力を育む学校教育の充実

(1) 義務教育

基本方針

① 学校力を高める 学校経営

～学校教育目標の達成に向けたチームとしての学校づくり～

学校経営の基盤となる各種管理体制や指導体制、学校間や地域・家庭との連携、学校評価等の充実を図るとともに、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動支援員などの専門スタッフや学校支援ボランティアが連携・分担し、教員が子供と向き合う時間を十分に確保しながら、それぞれの力を発揮できる「チーム学校」としての体制を構築します。



学校訪問



児童生徒が主体となる授業

② 魅力あふれる 教育活動

～未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む特色ある教育活動の展開～

子供たちが「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を味わえるような魅力ある教育活動を展開するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、情報活用能力の育成、キャリア教育の推進など知・徳・体のバランスの取れた教育を進め、社会的自立の基礎となる「生きる力」を育みます。



協働的な学び



キャリア教育推進協議会研修会

(2) 高校教育

基本方針

① 学校力を高める 学校経営

校訓である「進取・自律・創造」を実践できる生徒を育成するため、教職員一丸となり、課題に的確に対処する学校運営を推進します。

教職員の資質・能力の向上を通じた指導力の育成と組織的な生徒指導の充実を図るとともに、地域とつながる学校づくりを目指します。学校経営の基盤となる校務分掌・学年・委員会の連携を密にして、組織力を生かした教育活動を推進するとともに、地域に根ざした学校づくりを目指します。



前橋市立前橋高等学校

② 魅力あふれる 教育活動

生徒一人一人の主体的、自主的な取組を基本とし、特色あるカリキュラムと進路指導の充実により、生徒の進路実現を支援します。

部活動を通して、自信と活力ある学習と部活動のバランスのとれた学校生活を支援します。



高校生模擬議会

(3) 幼児教育

基本方針

保育の充実を 目指す 幼児教育の 推進

幼児の主体的な活動を通して、豊かな感性や思考力・判断力・表現力等「生きる力」の基礎を育みます。

園と小学校、家庭との連携を深め、互いに子供の育ちを共有し、より良い環境で幼児期に必要な体験ができるようにします。

幼児教育に関する各種研修を充実させ、保育者の資質・能力の向上を図ります。

福祉部との連携により、園と小学校の連携を深め、互いに子供の育ちを共有し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。



まえばし幼児教育充実指針
～めぶく～

(4) 特別支援教育

基本方針

特別支援教育
及び教育相談
機能の充実

特別支援教育の体制整備に係る情報発信や指導・助言を行うほか、巡回相談等の実施や教育支援委員会の運営を通して、特別な支援が必要な幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な学びの充実を図ります。

学校や教育相談機関との連携の強化や教職員の教育相談技術の向上を通して教育相談機能の充実を図ります。



特別支援学級介助員の支援

(5) 教職員育成

基本方針

教職員研修、
実践的研究
機能の充実

教職員の授業力や経営力の向上に向けて、学校現場のニーズに応じた研修の充実に努めるとともに、実践的研究の推進により、将来に向けて指導的な役割を果たす人材の育成と学校における課題の解決を支援します。



指定研修



初任者研修 教育長講話

(1) 地域健全育成

基本方針

① 地域健全育成 活動の充実

地域、家庭、学校の連携・協働のもと、前橋市青少年健全育成計画の実現を目指し、子供が主体となった活動を支援することにより、人間性豊かな青少年を育みます。

地域の人などの協力により、放課後の小学校において子供たちが安全で安心して過ごせる居場所の充実を図ります。



地域寺子屋での学習

② 国際理解教育 活動の充実

国際交流活動などを通じて、多様な文化への理解や関心を高める青少年を育成します。



オンラインによる国際交流

(2) 生徒指導と教育相談

基本方針

学校の健全 育成活動と、 子供をめぐる 問題解決への 支援の充実

学校の組織的な支援体制の充実を図り、児童生徒に寄り添った個別支援体制の充実と強化を図ります。

ケータイ・インターネットが急速に普及した高度情報社会において、子供自身が主体的に身を守る力を育める取組を支援します。多様化・複雑化した不登校の個別要因に応じた多様な支援策の充実を図ります。



オンラインを活用した
いじめ防止子ども会議

(3) 体験的な学び

基本方針

①
交通安全・
天文・環境
教育の充実

児童文化センターの施設等を活用した体験的・実践的な交通・天文・環境教室を実施することにより、学校教育の充実と、安全意识と知的好奇心をもつ子供の育成を図ります。



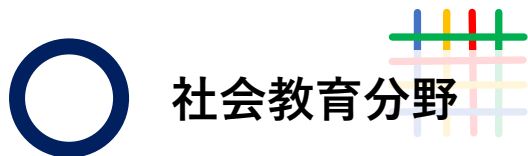
交通教室

②
科学・文化
芸術教育活動
の充実

科学・文化芸術に関する様々な体験活動を充実させることにより、主体的に生きる力を育み、心豊かな子供の健全な育成を目指します。



市民天文教室



社会教育分野

基本理念

心豊かな前橋の文化の創造

(1) 生涯学習

基本方針

内容

①
「主体的な学び」
の継続に
つながる
学習機会の提供

地域課題や市民ニーズに対応した多様な魅力ある学びの場の提供により、個人の学習意欲の向上とともに、生涯にわたり周期的に学びと仕事を繰り返すリカレント教育を推進しながら市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。



子育て・親子支援事業
クリスマス異文化交流会

②
公民館・
コミュニティ
センターの
充実

公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行います。

多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、市民の生涯活躍できる力を育むとともに、ウェルビーイングな社会を推進していきます。



「前橋市公民館オンライン講座」
YouTube 動画配信

③
地域で
活躍する
人材の育成
と活用

前橋の人や価値を未来へ継承するための人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す「地域で活躍する人材」づくりを地域と行政がともに育みます。



前橋市高校生学習室

(2) 図書館

基本方針

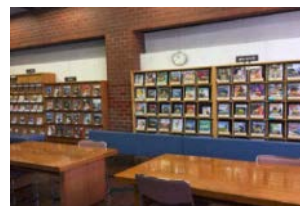
内容

知的活動を
支援する
図書館の充実

市民の多様な学習要望に応えるため、時代のニーズに沿いながら高度情報化社会に対応した環境を整備し、文化と暮らしを支える図書館の充実に努めます。

郷土資料の利活用を推進するなど、市民共通の財産である郷土の歴史・文化などの情報を発信し、未来に伝えます。

子供が主体的に本に親しむことができるための読書活動を推進します。



図書館本館内



読み聞かせボランティア養成講座

(3) 文化財

基本方針

内容

未来へ繋ぐ
文化財の
保護と活用

地域の文化財を通して郷土愛を育めるよう、保存活用計画の策定を進め、整備について検討するとともに、文化財施設の計画的な保存修理や、防火・防災対策の強化を図ります。

上野国府解明に向けた発掘調査などを行い、新たな前橋の魅力発見に努めます。

郷土の伝統文化・伝統技術などに触れる機会を設けて、郷土芸能の情報発信を行います。

市民の文化財への愛着と保護の精神を育むため、市民ボランティアの育成と活用を進めます。



現地説明会(蛇穴山古墳)



清野町野良犬獅子舞保存会 こども獅子

(1) 教育施設整備

基本方針	内容
個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり	<p>共生社会の実現と地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングをつなぐ場にふさわしい施設づくりを推進します。</p> <p>安全性と環境への配慮を実現するため、施設の長寿命化を計画的に実施します。</p>



永明公民館(令和4年5月開館)

(2) 学校給食

基本方針	内容
子供たちの健やかな成長を育む学校給食の充実	<p>子供たちの健やかな成長の要となる学校給食を通じて、学校における食育に取り組むとともに、安全・安心でおいしい学校給食を安定的に供給します。</p>



郷土料理の提供(おっきりこみ)

(3) 教育財源の確保

基本方針	内容
市民や企業からの支援による教育振興基金の充実	<p>本市の教育のためにいただいた寄附を積み立てる前橋市教育振興基金を広く市民や企業に知ってもらい、基金の充実が図られることにより、さらなる本市教育行政の発展に努めます。</p>



教育振興基金活用事例

分野別 基本理念 及び 基本方針 一覧



基本理念 生きる力を育む学校教育の充実

基本方針 (施策 No.)

- (1)義務教育 … ① 学校力を高める学校経営 (1~3)
② 魅力あふれる教育活動 (4~7)
- (2)高校教育 … ① 学校力を高める学校経営 (8~11)
② 魅力あふれる教育活動 (12,13)
- (3)幼児教育 … 保育の充実を目指す幼児教育の推進 (14,15)
- (4)特別支援教育 … 特別支援教育及び教育相談機能の充実 (16)
- (5)教職員育成 … 教職員研修、実践的研究機能の充実 (17,18)



基本理念 人間性豊かな青少年の育成

基本方針 (施策 No.)

- (1)地域健全育成 … ① 地域健全育成活動の充実 (19,20)
② 国際理解教育活動の充実 (21)
- (2)生徒指導と教育相談 … 学校の健全育成活動と、
子供をめぐる問題解決への支援の充実 (22~25)
- (3)体験的な学び … ① 交通安全・天文・環境教育の充実 (26)
② 科学・文化芸術教育活動の充実 (27)



基本理念 心豊かな前橋の文化の創造

基本方針 (施策 No.)

- (1)生涯学習 … ① 「主体的な学び」の継続につながる学習機会の提供 (28)
② 公民館・コミュニティセンターの充実 (29)
③ 地域で活躍する人材の育成と活用 (30,31)
- (2)図書館 … 知的活動を支援する図書館の充実 (32~35)
- (3)文化財 … 未来へ繋ぐ文化財等の保護と活用 (36~39)



基本理念 「学び」「創造」「交流」の場としての教育環境づくり

基本方針 (施策 No.)

- (1)教育施設整備 … 個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり (40~45)
- (2)学校給食 … 子供たちの健やかな成長を育む学校給食の充実 (46,47)
- (3)教育振興基金 … 市民や企業からの支援による教育振興基金の充実 (48)

第3章

具体的重点施策

第1章

第2章

第3章

第4章



具体的重点施策

第2期「前橋市教育振興基本計画」においては、計画では全体を通して目指す方向性を定め、毎年度策定する「教育行政方針」で具体的な取組について定めていました。

第3期「前橋市教育振興基本計画」においては、教育行政方針で定めていた具体的施策を計画に記載し、計画と具体的施策の関連性をよりわかりやすくしました。また、施策について数値目標を設定することで、計画期間が終了した際に、計画の達成度がわかるようにしました。

施策や数値目標は、事業の進捗状況、社会情勢及び市民ニーズの変化に的確かつ弾力的に対応するため、計画期間の途中でも必要に応じて見直しを行います。

24ページから具体的重点施策を記載しています。

【具体的重点施策の見方】

分野名 学校教育 分野内の項目 (1)義務教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営 分野における基本方針	
	担当課	学校教育課	担当課名
	施策の目標	一人一人がチームの一員として参画する学校づくり	施策の目標
第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策			
施策 (No.1)	学校評価アンケートを活用した学校教育活動の充実・支援 学校裁量予算制度の効果的 施策名		
取り組む理由	学校経営の基盤となる各種管理・指導体制、学校間や地域・家庭との連携、学校評価等の充実を図り、「チーム学校」としての体制を強化するため。 教育施策が多様化する反面、学校運営費の維持も厳しい状況下において、予算編成権を学校に移譲する 施策に取り組む理由 強化につながっているため。 学校運営の改善と発展を目指すために教育活動等の成果を検証し、エビデンスに基づき子供たちがより良い教育を享受できるようにするため。		
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価システムに基づく学校評価アンケートの活用支援の強化 (学校評価アンケートシステムの活用支援、学校評価アンケートの活用支援) ● 学校裁量予算制度の効果的・効率的な運用をはかるための事務処理の適正化・学校職員のスキルアップを目指した研修会・ミーティング等の開催 施策を実現するための具体的取組内容		
目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
学校評価アンケート「充実指針を生かした学校課題の解決に向けた取組」について、「よく出来ている」「大体出来ている」(4段階評価上位2位)と回答した教職員の割合 事業の達成度や進捗度を測定するための指標です。点検・評価でも使用します。		94.3%	97%
(2) 学校予算裁量制度全校説明会における参加者アンケートの満足度		-	80%

計画期間開始前の数値です。達成度や進捗度の基準となる数値です。
事業やアンケート等を今後実施していくものについては、「-」表記としています。

計画終了時点において、到達又は維持されていることを目指す数値です。

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	学校教育課
(1)義務教育	施策の目標	一人一人がチームの一員として参画する学校づくり

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.1)	学校評価アンケートを活用した学校教育活動の充実・支援 学校裁量予算制度の効果的・効率的な運用
取り組む理由	学校経営の基盤となる各種管理・指導体制、学校間や地域・家庭との連携、学校評価等の充実を図り、「チーム学校」としての体制を強化するため。 教育施策が多様化する反面、学校運営費の維持も厳しい状況下において、予算編成権を学校に移譲する学校裁量予算制度が自律的な学校運営の強化につながっているため。 学校運営の改善と発展を目指すために教育活動等の成果を検証し、エビデンスに基づき、供たちがより良い教育を享受できるようにするため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価システムに基づく学校評価アンケートの活用支援の強化 (学校評価アンケートシステムの活用支援、学校評価アンケートの活用支援) ● 学校経営をPDCAサイクルで改善していくカリキュラムマネジメントの充実 ● 学校裁量予算制度の効果的・効率的な運用をはかるための事務処理の適正化・学校職員のスキルアップを目指した研修会・ミーティング等の開催

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「充実指針を生かした学校課題の解決に向けた取組」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員の割合	94.3%	97%
(2)	学校予算裁量制度全校説明会における参加者アンケートの満足度	—	80%

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	学務管理課
(1)義務教育	施策の目標	地域の教育力を生かした教育の推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.2)	学校の運営や必要な支援について協議するコミュニティ・スクールの推進
取り組む理由	地域の教育力を生かした教育の推進を通して、教育活動の充実を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールの段階的な導入計画の推進 ● コミュニティ・スクールの推進に向けた情報提供 ● 学校訪問による支援 ● コミュニティ・スクールの充実に向けた検討

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	市立学校におけるコミュニティ・スクール導入率	—	100%
(2)	学校評価アンケート「保護者や地域住民との協働による学校運営の仕組みづくりの推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した保護者の割合	77%	85%

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	学校教育課・学務管理課
(1)義務教育	施策の目標	校務の効率化

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.3)	1人1台端末を最大限活用した校務の効率化の推進 小学校教科指導講師・校務補助員の配置
取り組む理由	1人1台端末と導入ソフト等を学習指導や校務に効率的に活用することで、教員の多忙化解消を図るため。 小学校教科指導講師・校務補助員の配置により、教員の空き時間を生み出したり教員の業務を縮減したりして、教員が子供と向き合う時間を確保するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● Google クラスルームやミライシード等を活用した宿題やお便り、チラシの配信・回収の推進 ● 学籍管理の効率化、研修や会議のオンライン化など新たな ICT 活用の研究 ● 小学校教科指導講師が単独で授業を担当することで、教科担任制を推進し、小学校担任の空き時間を創出 ● 校務補助員が、データの入力印刷や提出物のチェックなどの業務を担当することで、中学校教員の業務を縮減

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	授業で利用する学習プリント等の児童生徒へのデジタル配信の実施率	45.4%	80%
(2)	学校・学級通信等の家庭へのデジタル配信の実施率	56.4%	90%
(3)	小学校教科指導講師に関する調査において、教材研究の時間や子供と向き合う時間が確保できるようになったか等の各質問で、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」（4段階評価上位2位）と回答した教職員の割合	90%	95%
(4)	校務補助員に関する調査において、教材研究の時間や子供と向き合う時間が確保できるようになったか等の各質問で、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」（4段階評価上位2位）と回答した教職員の割合	90%	95%

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	学校教育課
(1)義務教育	施策の目標	学び続ける力の育成

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.4)	主体的・対話的で深い学びの実現 ICTを活用した新たな価値を見出す授業づくりの推進
取り組む理由	「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、授業改善を図るとともに、ICTを「いつ、どこで、どのように活用するか」を考え、各教科等の学びの本質に迫る必要があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「教育課程編成・実施の手引き」や「『指導と評価の一体化』のための学習評価のポイント」に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実 ● 指定校や教科別研究会の取組に対する支援の強化 ● 指導充実・改善のための分析シート及び指導資料の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 87.8% 保護者 85.7%	教職員 90% 保護者 88%
(2)	学校評価アンケート「学びの質を高めるICT活用の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 84.3% 保護者 80.1%	教職員 87% 保護者 83%

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	学校教育課
(1)義務教育	施策の目標	豊かな人間性の育成

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.5)	「考え、議論する道徳」の授業づくりについての指導・助言及び人権教育研修、人権教育授業研修等における同和問題等をはじめとする人権教育の推進
取り組む理由	多様化・深刻化する人権重要課題へ対応するとともに、自己の生き方についての考えを深める学習の推進を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画訪問や要請訪問における道徳の授業についての具体的な指導助言 ● 主任会や研修会における実践事例の紹介、具体的な指導の在り方についての指導助言 ● 教科別研究や指定校の取組事例の紹介

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「生き方の自覚を深める道徳教育の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した児童生徒の割合	89.3%	93%

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	学校教育課・総務課
(1)義務教育	施策の目標	健康増進・体力の向上

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.6)	児童生徒の望ましい生活習慣の定着に向けた家庭と連携した指導の充実
取り組む理由	体力は活動の源であり、健康維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であるため。 自らの健康を意識し、小児期から正しい生活習慣を身につけることで生活習慣病を予防し、健康な生涯を送るための基礎を作ることにつながるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定校や先進校の取組や授業実践の共有 ● 肥満傾向児童に対する健康教室の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「運動好きな子供を育て、体力向上を図る取組の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した児童生徒の割合	82.4%	85%
(2)	健康教室申込児童の参加率	49.1%	70%

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	学校教育課
(1) 義務教育	施策の目標	自立性・社会性の育成

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.7)	発達段階に応じた取組を支援するキャリア教育の推進
取り組む理由	「誰もまだ生きたことのない世界」を生きるために、自分で選択できる能力や態度を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育推進協議会結果を踏まえた効果的な年間指導計画の充実 ● キャリア教育の理解を深める研修会の充実 ● 「前橋版キャリアパスポート」を活用した計画的な進路学習の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「自立性や社会性を育てるキャリア教育の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 84.0% 保護者 79.7%	教職員 87% 保護者 83%

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	市立前橋高等学校
(2)高校教育	施策の目標	課題の解決に向けて機能する学校運営

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.8)	課題に的確に対処する学校運営の推進
取り組む理由	新しい時代の高等学校の在り方を具体的に形成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価アンケートによる生徒・保護者の意見等の把握の強化 ● 学校評価アンケート結果を踏まえた指導内容の改善・充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「問題の解決に向けて機能する学校運営」に「そう思う」、「だいたいそう思う」（4段階評価上位2位）と回答した生徒・保護者の割合	75%	80%

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	市立前橋高等学校
(2)高校教育	施策の目標	教職員の資質・能力の向上を通じた指導力の育成

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.9)	研修等への積極的な参加と成果の共有
取り組む理由	1人1台端末を土台としたICT教育の推進の中で、「協働した学び」のための活用方法や「個別最適な学び」を実現するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業観察、校内研修等の強化 ● 校外研修内容の共有化の推進 ● 生徒の実情にあった授業の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	各種研修会・授業観察・職員研修の参加人数（年間）	446人	500人

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	市立前橋高等学校
(2) 高校教育	施策の目標	生徒指導の充実と良き校風の樹立・継承

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.10)	組織的な生徒指導の充実と規律ある生活習慣の確立
取り組む理由	交通事故防止も含め、基本的な生活習慣を身に付けさせ、明るくたくましい生徒を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織的な生徒指導の充実 ● 校内外を問わず規律・節度を重んじた基本的な生活習慣習得の推進 ● 生徒会や部活動などの学校生活を通じた生徒同士による教え合い ● 情報モラルの向上

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	学校評価アンケート「規則正しい学校生活を送っている」に「そう思う」、「だいたいそう思う」（4段階評価上位2位）と回答した生徒・保護者の割合	92%	95%

学校教育	基本方針	① 学校力を高める学校経営
	担当課	市立前橋高等学校
(2) 高校教育	施策の目標	地域とつながる学校づくり

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.11)	市民との交流機会の充実による地域とつながる学校づくりの推進
取り組む理由	地域の重要な形成者としての生徒の自覚を高めさせるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開授業や学校開放による市民との交流機会の充実 ● PTA、同窓会や地域（地元自治会）に対する学校行事等への積極的な参加・協力の働きかけの強化 ● 学校評議員会における学校課題、特色ある学校づくりへの提言等を踏まえた学校経営の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	授業公開、学校説明会、文化祭等学校公開への参加人数 ※文化祭は隔年実施	174 人	文化祭開催時 3,000 人 非開催 1,800 人
(2)	ホームページ来訪者数	48,000 アクセス/年	100,000 アクセス/年

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	市立前橋高等学校
(2) 高校教育	施策の目標	特色あるカリキュラムと進路指導の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.12)	特色ある進路指導、探究学習の充実
取り組む理由	日常生活や普段の授業を通して生徒の進路希望や学習目的にあった学びの場を提供し、本校だからこそ培うことができる力を育むため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の様々な可能性を引き出す一貫性のある進路指導の充実 ● STEAM 教育の視点を取り入れるなど総合的な探究の時間の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	学校評価アンケート「特色ある教育活動を行っている」に「そう思う」、「だいたいそう思う」（4段階評価上位2位）と回答した生徒・保護者の割合	74%	80%

学校教育	基本方針	② 魅力あふれる教育活動
	担当課	市立前橋高等学校
(2) 高校教育	施策の目標	部活動の指導の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.13)	部活動の指導の充実
取り組む理由	部活動を通して、自信と活力に満ちた雰囲気醸成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技力・技術力の向上に向けた部活動等指導非常勤講師、部活動等実技指導員による指導の充実 ● 充実感・自己有用感を高められる自発的・主体的な部活動指導の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	部活動入部率（80%台の維持）	83%	85%

学校教育	基本方針	保育の充実を目指す幼児教育の推進
	担当課	教育支援課
(3)幼児教育	施策の目標	幼児教育の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.14)	質の高い幼児教育を推進するための研修会の充実
取り組む理由	幼児の主体的な活動を通して「生きる力」の基礎を育めるよう、保育者の資質・能力の向上を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「幼児教育充実指針～めぶく～」を踏まえ、質の高い幼児教育を推進するための研修会の充実 ● 市立幼稚園保育研究会の充実 ● 幼児教育アドバイザーによる出前相談・出前研修の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「幼稚園生活の充実」に関する項目「幼児が幼稚園の生活が楽しいと感じている」等について、「そう思う」（4段階評価上位1位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 55% 保護者 87%	教職員 60% 保護者 90%

学校教育	基本方針	保育の充実を目指す幼児教育の推進
	担当課	教育支援課
(3)幼児教育	施策の目標	保幼小連携の推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.15)	幼児教育と小学校教育の接続・連携に関する研修会の充実
取り組む理由	園（所）と小学校の連携を深め子供の育ちを共有することにより、幼児教育から小学校教育への接続を円滑なものとするため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育から小学校教育への学びの繋がりへの理解を深めるための研修会の充実（市内18の地区ブロック内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校・特別支援学校を対象） ● 幼児教育アドバイザーによる出前研修の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「将来の姿」に関する項目「幼児が小学校への憧れや期待を持てるよう指導している」等について、「そう思う」（4段階評価上位1位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 46% 保護者 69%	教職員 50% 保護者 75%

学校教育	基本方針	特別支援教育及び教育相談機能の充実
	担当課	教育支援課
(4)特別支援教育	施策の目標	特別支援教育の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.16)	一人一人の子供の個性や特性に応じた特別支援教育の充実
取り組む理由	特別な支援が必要な幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な学びを支援するとともに、望ましい共生社会の実現のため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育に係る情報発信や指導・助言の充実 ● 巡回相談による担任等への支援の強化 ● 特別支援学級介助員等の臨時職員の配置の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「一人一人を大切にした特別支援教育の充実」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した教職員・保護者の割合	教職員 92.3% 保護者 78.0%	教職員 92.3%以上 保護者 78.0%以上

学校教育	基本方針	教職員研修、実践的研究機能の充実
	担当課	学校教育課
(5)教職員育成	施策の目標	教職員研修の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.17)	確かな授業力や経営力を身に付けるための研修の充実
取り組む理由	絶えず研究と修養に努めなければならない教育公務員のキャリア段階やニーズに合った研修を行う必要があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 初任者研修等の各種教職員研修の充実 ● 教育相談研修の充実 ● 計画訪問や要請訪問における充実指針や教科等の努力点を踏まえた具体的な取組についての指導助言

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	指定研修及び職務研修参加者の受講後調査にて「とても役に立つ」（4段階評価上位1位）と回答した割合	86%	90%
(2)	学校訪問報告書の「指導・助言は役に立った」（5段階評価上位1位の割合）と回答した学校の割合	96%	98%

学校教育	基本方針	教職員研修、実践的研究機能の充実
	担当課	学校教育課
(5)教職員育成	施策の目標	実践的研究の推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.18)	学校現場と連携した実践的研究の充実 研究成果の市内各学校への還元強化
取り組む理由	前橋市や学校で中核となる人材の育成や研究成果を発信することを通して、教職員の指導力の向上を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例研修等を実施する長期研修や特別研修の充実 ● 学校現場と連携した実践的研究の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	前橋長期研修及び前橋特別研修研究員の意識調査にて「成長した」(4段階評価上位1位)と回答した割合	86%	90%

青少年教育	基本方針	①地域健全育成活動の充実
	担当課	生涯学習課
(1)地域健全育成	施策の目標	地域の人たちによる体験・交流活動を通じた地域健全育成活動の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.19)	自ら考え進んで活動する主体的な青少年の育成 生まれ育った地域を誇りに思える青少年の育成
取り組む理由	地域、家庭、学校の連携・協働のもと前橋市青少年健全育成計画の活用により、人間性豊かな青少年を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の主体性を育む「のびゆくこどものつどい」の開催 ● 「いきいき前橋っ子はぐくみプラン」を活用した子供への関わり方等の周知啓発の強化 ● 青少年団体への活動支援の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「地域行事への参加や交流活動の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」(4段階評価上位2位)と回答した保護者の割合	75%	85%

青少年教育	基本方針	① 地域健全育成活動の充実
	担当課	学務管理課
(1)地域健全育成	施策の目標	放課後の子供の居場所の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.20)	地域と連携した安全安心かつ健全な成長を育む遊び場の充実
取り組む理由	地域の方の協力により成り立っている小学校の遊び場は、子供の安全安心かつ健全な成長を育み、居場所としての役割があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と連携した放課後の小学校における遊び場の充実

目標指標	現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1) 遊び場指導員アンケートにおける指導員の充実度の割合	—	95%

青少年教育	基本方針	② 国際理解教育活動の充実
	担当課	学務管理課・学校教育課
(1)地域健全育成	施策の目標	国際理解教育活動の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.21)	オンライン等を活用した新たな国際交流の検討・推進
取り組む理由	国際交流を通じて、主体的に行動し、多様な文化への理解や関心を高める青少年を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の学校とのオンライン交流の検討・推進 ● 国際交流団体などによる多文化理解講座等の開催 ● ALT を講師とした中学生対象の英会話教室の開催

目標指標	現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1) オンライン交流や多文化理解講座等を実施する学校数	1 校	20 校

青少年教育	基本方針	学校の健全育成活動と、子供をめぐる問題解決への支援の充実
	担当課	教育支援課
(2) 生徒指導と教育相談	施策の目標	学校支援体制の充実と問題行動の防止

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.22)	児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実
取り組む理由	児童生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、子供自身が問題を一人で抱え込む状態を防ぎ、組織的な支援体制を充実させるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、支援に繋げるための生活アンケートの改善と実施 ● スクールアシスタントやオープンドアサポーター、スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実 ● SOS の出し方に関する教育の普及・啓発の推進

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	市立小・中学校の問題行動数	75 件	65 件
(2)	SOS の出し方に関する教育を年 1 回以上実施した学校の割合	—	100%

青少年教育	基本方針	学校の健全育成活動と、子供をめぐる問題解決への支援の充実
	担当課	教育支援課
(2) 生徒指導と教育相談	施策の目標	子供の被害防止活動の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.23)	不審者による被害防止、ネットトラブルの未然防止、虐待の早期発見に向けた各種体験教室の充実と課題意識の醸成
取り組む理由	子供が被害者となるトラブルが増加し、大人による発見が困難な場面が想定されており、子供自身が自分の身を守る必要があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達段階に応じた計画的・継続的なケータイ教室の実施 ● 人権やいじめ予防等に関する法教育の実施

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	ケータイ教室での学習内容を自分の課題としてとらえている児童生徒（アンケートに「とても思う」（4段階評価上位1位）と回答）の割合	小学校 73.5% 中学校 86.1%	小学校 90% 中学校 90%

青少年教育	基本方針	学校の健全育成活動と、子供をめぐる問題解決への支援の充実
	担当課	教育支援課
(2) 生徒指導と教育相談	施策の目標	不登校対策の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.24)	社会的自立・学校復帰に向けた教育支援教室の拡充と充実
取り組む理由	不登校の要因・背景が多様化・複雑化しており、個別の状況に応じた多様な支援の必要性が高まっているため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校と協働した生徒指導上の諸問題への対応 ● ICT等を活用した個別支援の充実 ● 学校や関係機関と連携した生活支援の充実 ● 体験活動を取り入れた多様な学習機会の設定・実施 ● 進路説明会や懇談会等の実施による保護者への支援機会の確保

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	不登校児童生徒のうち、欠席が90日以上の子供生徒の割合	64.8%	40%
(2)	欠席が90日以上の子供生徒のうち、校内での専門的な相談・指導（SC、SSW、養護教諭）、もしくは学校外の機関（教育支援教室、医療機関、民間施設等）からの相談・指導を受けた割合	50.5%	100%

青少年教育	基本方針	学校の健全育成活動と、子供をめぐる問題解決への支援の充実
	担当課	教育支援課
(2) 生徒指導と教育相談	施策の目標	いじめ対策の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.25)	児童生徒主体のいじめ防止活動の促進
取り組む理由	子供自らがいじめの未然防止や解決に向けて取り組むことで、寛容な心が培われ、学校が子供にとって安心できる居場所となるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 各中学校区の実態に応じた、いじめ防止子ども会議の実施 ● スクールロイヤー制度の積極的活用による支援体制の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	児童会・生徒会の活動において、児童生徒が主体となったいじめ防止活動に取り組んだ小中学校数の割合	—	100%
(2)	スクールロイヤーによる、法的な側面からいじめの未然防止に関する学習、もしくは教職員向けの研修のいずれかを実施した小中学校数	11校	30校

青少年教育	基本方針	① 交通安全・天文・環境教育の充実
	担当課	教育支援課
(3)体験的な学び	施策の目標	交通教室・天文教室・環境教室の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.26)	危険予測・回避能力を育む交通教室の充実 知的好奇心を高める天文教室・環境教室の充実
取り組む理由	「県都前橋教育のまち」の一員として、安全意識・知的好奇心をもつ子供を育むためには、児童文化センターの施設を利用した教室を充実させる必要があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な自転車の乗り方についての実践的な交通教室の充実 ● 安全な歩行の習得を目指した交通教室の充実 ● プラネタリウムを活用した天文教室の充実 ● 児童文化センターの自然や施設を活用した体験的な環境教室の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	参加者アンケートにおいて、「交通安全への意識が高まった」と回答した子供の割合	98%	100%
(2)	参加者アンケートにおいて、「天文への知的好奇心が高まった」と回答した子供の割合	—	95%
(3)	参加者アンケートにおいて、「環境への知的好奇心が高まった」と回答した子供の割合	—	95%

青少年教育	基本方針	② 科学・文化芸術教育活動の充実
	担当課	教育支援課
(3)体験的な学び	施策の目標	各種クラブ活動・教室の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.27)	多様な体験活動の中で主体性を育む各種クラブ活動・教室の充実
取り組む理由	子供の直接体験の不足を解消し、主体的に生きる力を育むためには、多様な体験活動を充実させる必要があるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学・文化芸術に関するクラブ活動の充実 (合唱団、発明、演劇、宇宙、ジュニアオーケストラ、環境冒険隊) ● 科学・文化芸術や体験活動に関する教室の充実 (わくわく教室、夏季教室等児童文化センター主催の様々な教室) ● 事業周知のためのPR活動の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	参加者アンケート「自分なりに工夫して活動に取り組んだ」と回答した子供の割合	—	85%

社会教育	基本方針	① 「主体的な学び」の継続につながる学習機会の提供
	担当課	生涯学習課
(1)生涯学習	施策の目標	子育て・親子支援の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.28)	子育てに関する学習機会の充実
取り組む理由	家庭内での教育力向上を図り、地域全体で子育て支援体制づくりを行うため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別・世代間に関係なく参加できる子育てに関する学習機会の充実 (子育ての知識や技術に関する学び、親子のふれあい、参加者の交流、リフレッシュの場の充実) ● 地域全体で子育てを支援する意識の醸成に向けた講座の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	子育て親子支援事業の開催回数（年間）	144回	260回

社会教育	基本方針	② 公民館・コミュニティセンターの充実
	担当課	生涯学習課
(1)生涯学習	施策の目標	公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.29)	地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の充実
取り組む理由	地域社会での様々な主体との連携に配慮しながら、個々の学習成果の地域還元を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実 (健康、食育、安全安心、デジタル活用等) ● 非接触型の学びの機会の充実 (動画配信、オンライン講座等)

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	公民館及びコミュニティセンター事業開催回数（年間）	627回	1,000回

社会教育	基本方針	③ 地域で活躍する人材の育成と活用
	担当課	生涯学習課
(1)生涯学習	施策の目標	地域の人材育成と活用

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.30)	自己有用感を高める主体的な地域活動への参加促進
取り組む理由	個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承するための地域人材を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の生涯学習に関するボランティア活動の充実 ● 市民講師による出前講座の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	市民講師の登録講座数（年間）	20 講座	25 講座

社会教育	基本方針	③ 地域で活躍する人材の育成と活用
	担当課	生涯学習課
(1)生涯学習	施策の目標	青少年の育成推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.31)	高校生学習室を活かした地域人材の育成推進
取り組む理由	仲間づくりや社会参加を通じて相互成長・自立心・郷土愛を醸成することで、地元定着やUターンの促進を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校生同士や大学生等との交流事業や体験活動の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	高校生学習室利用登録者の地域活動参加者数（年間）	30 人	85 人

社会教育	基本方針	知的活動を支援する図書館の充実
	担当課	図書館
(2)図書館	施策の目標	暮らしを支えるサービスの充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.32)	デジタル技術を活用したサービスの充実
取り組む理由	あらゆる資料や情報の収集を積極的に行いながら、国籍や障害の有無などに関わらず多様な市民一人一人の知的要求に応えるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の学習要望や知的好奇心に応えた幅広い資料の的確な収集・保存 ● 新本館に向けた ICT 技術の活用とデジタルコレクションの活用

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	電子書籍所蔵数（累計）	—	10,000 冊
(2)	電子書籍貸出冊数（累計）	—	67,000 冊

社会教育	基本方針	知的活動を支援する図書館の充実
	担当課	図書館
(2)図書館	施策の目標	文化事業の推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.33)	郷土を思う心を育む郷土資料展示や講演会等の充実 貴重資料の電子化と国・県重要文化財指定に向けた取組の推進
取り組む理由	前橋の歴史や文化の魅力を知ってもらう機会を創出し、文化の担い手を育成するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 郷土資料や収蔵美術品等の展示や講演会の充実 ● 貴重資料の電子化と国・県重要文化財指定に向けた取組の推進 ● 新本館に向けたレファレンス機能の充実

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	郷土資料の知識やレファレンス技術向上のための意見交換会や勉強会の開催回数（年間）	—	12 回以上

社会教育	基本方針	知的活動を支援する図書館の充実
	担当課	図書館
(2)図書館	施策の目標	子ども読書活動の推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.34)	市民との協働による家庭や学校、地域で子供たちの読書活動を広げる取組の推進
取り組む理由	子供たちに読書の楽しさや大切さを知ってもらえるよう、また、自ら本に手を伸ばす子供が育つようにするため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「前橋市子ども読書活動推進計画」に基づく各種事業の推進 (ブックスタート事業、幼稚園等への絵本セット団体貸出事業、市内小学1年生への図書館利用登録促進事業、学校図書室との連携事業)

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	市内小学1年生への図書館利用カード配付率	71.1%	75%

社会教育	基本方針	知的活動を支援する図書館の充実
	担当課	図書館
(2)図書館	施策の目標	図書館運営への市民参加の促進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.35)	図書館サポーターの積極的な活用による魅力ある図書館づくりの推進 多様な世代の市民との協働による開かれた図書館づくりの推進
取り組む理由	図書館の運営だけでなく、図書館を多様な人が交流できる新たな出会いの場とするため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 読み聞かせグループ連絡協議会や他団体と連携した市民ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進 ● ボランティアと連携した読書活動普及事業の推進

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	小中高生によるボランティア参加の延べ人数（年間）	143人	180人

社会教育	基本方針	未来へ繋ぐ文化財等の保護と活用
	担当課	文化財保護課
(3)文化財	施策の目標	文化財等に親しみ、郷土への愛着の心の未来への継承

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.36)	日常的に文化財や伝統文化に親しめる機会の充実
取り組む理由	市民の郷土への愛着の向上は、本市の各種計画での重点施策であることから、地域の文化財を通して、郷土愛を育むため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張授業や出前講座等を通して文化財に対する理解を深める機会の充実 ● 文化財や出土遺物の展示を通して地域の歴史や文化に直接触れ合う機会の充実

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	語り部等のボランティアの利用人数（年間）	2,861人	5,000人

社会教育	基本方針	未来へ繋ぐ文化財等の保護と活用
	担当課	文化財保護課
(3)文化財	施策の目標	未来へ繋げる人づくり、学びの場の構築と文化財の普及啓発

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.37)	文化財に関する知識・能力を習得できる機会の充実
取り組む理由	文化財の理解には、間近で見て触れることも大事であることから、市民の生涯学習、こどもたちが直接学ぶ機会を充実させるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財関連施設を活用した体験教室やイベントによる本市文化財の魅力発信の強化（臨江閣、阿久沢家住宅、総社歴史資料館、大室公園等）

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	文化財施設入館者数（年間）	46,855人	70,000人

社会教育	基本方針	未来へ繋ぐ文化財等の保護と活用
	担当課	文化財保護課
(3)文化財	施策の目標	郷土の魅力の発見と新たな創出

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.38)	世代を超えて文化遺産や伝統文化を継承する体制整備の強化
取り組む理由	本市に多く存在する文化財は市民共有の財産であることから、調査・価値付けを行うとともに、周知啓発を図るため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 総社古墳群の国指定に向けた情報収集と調査研究の推進 ● 学校や市民力を活用した郷土芸能の継承に向けた支援の充実 ● 記録映像のWeb ページ公開の充実 ● 学校・各種団体への記録映像の積極的な紹介・貸出の強化

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	総社古墳群保存活用計画策定の進捗率	65%	80%
(2)	郷土芸能連絡協議会加盟団体の子供が加入する団体数（年間）	22 団体	25 団体

社会教育	基本方針	未来へ繋ぐ文化財等の保護と活用
	担当課	文化財保護課
(3)文化財	施策の目標	市民ボランティアとの連携、円滑な協力体制づくり

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.39)	文化財の市民解説ボランティア等の育成と体制づくりに向けた支援の強化
取り組む理由	解説ボランティアは文化財の魅力を伝え、継承していくことに大きく貢献しているが、高齢化・担い手不足が喫緊の課題であるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民解説ボランティア等の育成と体制づくりに向けた支援の強化 ● 情報交換、史跡見学会、講座開設、自主活動への協力

目標指標		現状値 (R3 年度)	達成目標 (R10 年度)
(1)	ボランティア会員数（年間）	49 人	50 人

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	教育施設課
(1)教育施設整備	施策の目標	学校教育施設の快適性向上

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.40)	児童生徒が安全かつ快適に過ごせる教育環境の整備
取り組む理由	新しい時代に応じた教育環境を整備することで、学校が子供たちにとって居心地の良い場となり、学習意欲の向上や交流の促進などに繋がるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレ洋式化の推進 ● 小学校特別教室の空調設備整備の推進

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	小中学校のトイレ洋式化率	60%	80%
(2)	小学校特別教室（理科室、家庭科室、図画工作室）の空調設備整備校数（累計）	—	47校

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	教育施設課
(1)教育施設整備	施策の目標	学校教育施設のバリアフリー化推進

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.41)	児童生徒にとって障害が学校生活の支障とならない教育環境の整備
取り組む理由	障害の有無に関係なく、児童生徒が自分らしくいられる教育環境を整備することで、施設面からのインクルーシブ教育を推進するため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター設置の推進

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	エレベーター設置校数（累計）	22校	26校

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	教育支援課
(1)教育施設整備	施策の目標	青少年教育施設の管理と整備

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策		
施策 (No.42)	子供たちの学びの場・多世代間交流の場としての児童文化センター機能を維持するための適正な維持管理と計画的な施設改修	
取り組む理由	各種教室や学習活動が適切に実施でき、利用者が安全、安心に利用できるようなための施設環境を維持する必要があるため。	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設保全のための各種改修計画の策定と計画に基づく改修の実施 ● 各種点検（法定、定期、日常）の適正な実施と日々の見回り、安全確認の実施 	

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	児童文化センター来館者数（年間）	228,489人	400,000人

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	生涯学習課・図書館
(1)教育施設整備	施策の目標	社会教育施設等の整備

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策		
施策 (No.43)	市民が安心快適に利用できる公民館・コミュニティセンターの適正な維持管理と長寿命化計画に基づく計画的な施設整備の推進 対話による多様な学びがある知のひろばとなる図書館の実現	
取り組む理由	適正な維持管理と計画的な施設整備を推進し、利用者の学習環境を維持・向上させるため。 創造性を育み、市民のリビングともなり、地域と共に発展するような図書館づくりを目指すため。	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館・コミュニティセンターの適正な維持管理と長寿命化計画に基づく計画的な改修の実施 ● 新本館基本構想に基づく新本館への円滑な移行実現に向けた現図書館を活用した各種企画の充実 	

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	計画期間内に施設整備に着手した公民館等の施設数（累計）	—	2施設
(2)	本館とこども図書館におけるイベント開催件数（年間）	92件	120件

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	文化財保護課
(1)教育施設整備	施策の目標	文化財施設の整備

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.44)	歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理
取り組む理由	来所者の安全・利便性の確保は、文化財の普及啓発に欠かせないことであり、計画的な実施が必要であるため。
具体的取組	● 県及び市文化財保護指導員によるパトロール及び所有者への指導・助言の推進

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」 (4段階評価上位2位)の割合	91%	95%

教育環境整備	基本方針	個人と社会のウェルビーイングをつなぐ教育環境づくり
	担当課	教育支援課
(1)教育施設整備	施策の目標	総合教育プラザの管理と整備

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.45)	幼児相談やプラザ相談室、教員研修など多種多様な教育関連事業を推進するための施設維持管理と改修・改善
取り組む理由	幅広い年齢層や利用目的に合致する施設環境を整えることで、利用する市民等が安心して利用でき、また学校現場等の支援の場となるようにするため。
具体的取組	● 耐用年数を踏まえた施設設備類の改修・改善 ● 各種設備等の保守管理・点検等の実施

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	総合教育プラザ利用者数（年間） ※第三コミセン、図書館除く。	14,835人	30,000人

教育環境整備	基本方針	子供たちの健やかな成長を育む学校給食の充実
	担当課	学校教育課・総務課
(2)学校給食	施策の目標	学校給食を要とした食育の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.46)	学校給食を要とした食育の充実	
取り組む理由	子供たちの健やかな成長の要となる学校給食を通じて、学校における食育に取り組むため。 給食を通じて食に関する知識と理解を深めることが、健全な食生活や食習慣の確立に役立ち、心身の健康増進にもつながるため。	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 給食時の訪問指導の推進 ● 授業における専門性を生かした指導の充実・強化 ● 学校と学校栄養職員等との連携強化 ● 地産地消の推進 ● 地域の食文化継承のための行事食や郷土料理などの提供の充実 	

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	学校評価アンケート「食に関心をもち、健康な生活を実現する態度の育成」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」（4段階評価上位2位）と回答した児童生徒の割合	74.6%	85%
(2)	群馬県産野菜の地産地消率	47%	50%

教育環境整備	基本方針	子供たちの健やかな成長を育む学校給食の充実
	担当課	総務課
(2)学校給食	施策の目標	安全・安心でおいしい学校給食の安定供給

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策

施策 (No.47)	学校給食衛生管理基準に基づく給食施設・設備等の計画的な整備	
取り組む理由	老朽化した給食調理施設及び設備の計画的な整備・改善を行うことで安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供できるため。	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部共同調理場の延命化工事 ● 東部共同調理場の再整備 	

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	西部共同調理場の延命化工事にかかる事業の進捗率	14%	100%

教育環境整備	基本方針	市民や企業からの寄附によって支えられる教育振興基金の充実
	担当課	総務課
(3)教育振興基金	施策の目標	教育振興基金の充実

第3期計画期間（R5～R10）における具体的重点施策	
施策 (No.48)	教育振興基金のPR強化
取り組む理由	教育振興基金を多くの市民や企業に知ってもらい、基金の充実が図られ、有効活用することで、本市教育行政を充実させるため。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育振興基金の活用事例紹介と寄附の依頼に関する情報発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市HPの紹介ページの充実 ・教育委員会内で発行する冊子等への情報掲載 ・各種イベントの機会を捉えたリーフレットの配付

目標指標		現状値 (R3年度)	達成目標 (R10年度)
(1)	教育振興基金の活用事例紹介と寄附の依頼に関する情報発信件数 (年間)	2件	20件

第4章

計画の進行管理

第1章

第2章

第3章

第4章



計画の進行管理

計画の進行管理については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」第26条の規定に基づく点検及び評価を活用して行います。

(1) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置して行います。本計画に位置付ける施策については、第3章に記載する各施策担当課が作成した点検・評価シート及び評価根拠資料等により、年度ごとに設定した目標及びその実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価を行います。なお、点検評価実施年度と点検評価対象年度の対応関係については、下表のとおりです。

■点検評価実施年度と点検評価対象年度の対応関係

事業年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
評価実施年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
評価対象年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10

※事業年度末に翌年度の目標を設定します。

(2) 学識経験者の意見について

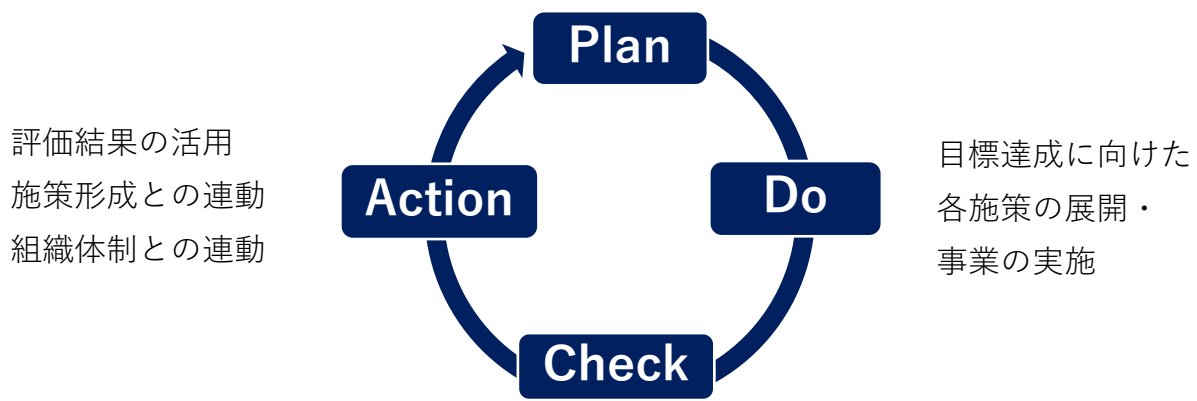
法第26条第2項の規定に基づき、本市教育委員会では、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者を外部評価委員として委嘱し、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定などに学識経験者の知見を活用しています。

(3) P D C A サイクル

点検及び評価による対象事業の振り返りを行い、学識経験者からの外部評価を踏まえながら、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、本市教育の充実につなげていきます。

なお、社会の変化を適切に反映するため、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

第3期前橋市教育振興基本計画



自己評価、進捗管理、外部評価（学識経験者）
前年度評価に伴う課題及び改善策の検討、外部環境の変化の把握・確認



第3期前橋市教育振興基本計画

令和5年(2023年)2月発行

編集・発行

前橋市教育委員会事務局総務課

前橋市大手町二丁目12番1号

TEL : 027-898-5802

E-mail : kyouikusoumu@city.maebashi.gunma.jp